

2022年1月

## 踏み越える「専守防衛」 憲法改正なき自衛隊の軍隊化

半田滋

防衛ジャーナリスト

戦争放棄を定めた日本国憲法の制約により、自衛隊の任務・役割は他国から侵略された場合にのみ、武力行使できる「専守防衛」に限定されている。先制攻撃や他国を武力で守る集団的自衛権の行使は認められていない。

しかし、2015年9月、当時の安倍晋三政権下で集団的自衛権行使を容認する安全保障関連法が制定され、自衛隊の任務・役割は大きく変わることになった。多くの憲法学者が「違憲の法律」と批判する安全保障関連法は、例えば米国が引き起こした戦争に自衛隊が参戦することを認めている。

2018年12月には安全保障関連法に基づいて日本防衛の指針「防衛計画の大綱」(18大綱)と5年間の兵器買物計画「中期防衛力整備計画」が改定され、護衛艦「いずも」の空母化やスタンドオフ攻撃能力の保有が打ち出された。

護衛艦「いずも」は日本が他国から侵略された場合、日本近海にやってくる敵潜水艦を発見して撃退するための防御的な兵器である。しかし、改修してF35B戦闘機を搭載することにより、攻撃的兵器に一変する。

スタンドオフ攻撃能力とは、他国の攻撃が及ばない安全な地点からミサイルなどで他国を一方向的に攻撃することを指す。この能力は他国の基地を攻撃する敵基地攻撃に利用することができる。

政府は敵基地攻撃について「他国から飛来するミサイルを防ぐのに他に手段がないと認めら

れる限り、ミサイルの発射基地を攻撃することは法理的には自衛の範囲に含まれ、可能」(1956年鳩山一郎首相答弁)との見解を示してきた。

敵基地攻撃能力の保有を求める自民党などの国会議員は、北朝鮮が弾道ミサイルを試射する度に「敵基地攻撃能力の保有」を政府に求め続けたが、実現しなかった。だが、昨年6月、地対空迎撃システム「イージス・アショア」の配備断念を受けて、当時の安倍首相や自民党国防部会が代替策として「敵基地攻撃能力の保有」を検討するよう提言し、急速に現実味を帯び始めた。

「安倍政権の後継」を自認する菅義偉首相は2020年12月の閣議決定で、敵基地攻撃能力について「引き続き検討する」と結論を先送りしたものの、国産の地対艦迎撃ミサイルの長射程化を決めた。ミサイルの射程が長くなれば、敵基地攻撃に転用できる。政府は「政策としての敵基地攻撃能力の保有は検討中だが、敵基地攻撃に使える兵器は保有する」という矛盾を抱えることになった。

この矛盾は、18大綱がスタンドオフ防衛能力の保有を認めたところから始まっている。例えば、2018年度防衛費から輸入を始めたノルウェー製の射程約500キロメートルのミサイル「JSM (Joint Strike Missile、統合打撃ミサイル)」や、輸入検討中の米国製の射程約900キロメートルのミサイル「JASSM (Joint Air-to-Surface Standoff Missile、統合空対地スタンドオフミサイル)」と「LRASM (Long Range Anti-Ship Missile、長距離対艦ミサイル)」を搭載し

た航空自衛隊の戦闘機が日本海上空からこれらのミサイルを発射すれば北朝鮮にまで届き、東シナ海上空から発射すれば中国にまで届く。

政府はかつて「自衛のための必要最小限度の実力を超える攻撃的兵器は保有できない」(1988年瓦力防衛庁長官答弁)との見解を示し、保有できない兵器として大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の3種類を挙げた。

だが、JSMなどの長射程ミサイルは長距離戦略爆撃機と同じ効果を発揮する兵器であり、護衛艦「いずも」の空母化は攻撃型空母そのものである。自衛隊は憲法上、保有できないとされてきた攻撃的兵器を保有しつつある。

変化しているのは兵器だけではない。自衛隊は「専守防衛」の制約から日本防衛に徹するため、訓練する海域・空域を日本やその周辺にとどめていた。だが、2016年、当時の安倍首相が中国の習近平国家主席が表明した巨大経済圏構想「一帯一路」に対抗する概念として「自由で開かれたインド太平洋」を提唱すると、海上自衛隊の訓練は日本周辺から飛び出すことになった。

翌17年、海上自衛隊は米国とインドの共同訓練「マラバール」に毎回、参加することとし、護衛艦2隻をインド洋へ派遣して実戦を想定した訓練を行った。

翌18年からは「マラバール」とは別に「インド太平洋方面派遣訓練部隊」を毎年編成して護衛艦2隻から3隻を2カ月前後に渡ってインド洋や南シナ海へ派遣し、やはり武力行使を前提とした訓練を行うようになった。

とくに南シナ海では中国海軍の潜水艦を封じ込めるための対潜水艦戦の演習を繰り返す。もともと南シナ海では環礁を埋め立てて軍事基地化を進める中国に対し、米国が「航行の自由作戦」と称して米海軍の艦艇を差し向け、米中の軍事的緊張は高まっている。

この南シナ海に海上自衛隊や米海軍の艦艇が進出することにより、中国海軍の行動は制約を

受ける。また日本と米国にインド、オーストラリアを加えた「QUAD(クアッド)」を構成する4カ国はインド洋でも共同訓練を繰り返し、「一帯一路」を牽制している。

海上自衛隊が日本周辺を飛び出し、インド洋や南シナ海で実施している訓練は「実戦に備えた準備」であり、「訓練のための訓練」ではない。想定している敵はもちろん中国である。2021年の夏、バイデン米政権が20年におよんだ中東における対テロ戦争を終わらせ、米軍の全勢力を中国対処に向けられるようになった意味は大きい。

18大綱には、日米同盟の強化が明記され、在日米軍基地と自衛隊基地の共同使用が打ち出された。九州から沖縄県に至る約1200キロメートルにおよぶ南西諸島は中国軍が太平洋へ進出するのを阻止する防波堤の役割があり、沖縄本島には在日米軍専用施設の70%以上が集中し、陸海空自衛隊の基地も揃う。

さらに陸上自衛隊は南西諸島に点在する奄美大島、宮古島、石垣島に地対艦ミサイルと地対空ミサイル部隊を配備するための駐屯地を開設した。折しも米海兵隊は2020年に発表した「兵力デザイン2030」により、海兵隊のあり方を抜本的に見直し、「遠征前方基地作戦(Expeditionary Advanced Base Operations=EABO)」を採用した。

EABOは、小規模の部隊を要衝となる離島に事前展開して攻撃拠点や補給拠点をつくり、中国軍の海洋進出を食い止める。反撃が予想される場合には部隊ごと別の離島へと移動する。米軍は世界最強の正規軍だが、海兵隊はゲリラ戦を展開しようというのだ。

そのとき南西諸島の自衛隊基地は、米海兵隊の活動拠点として絶好の「踏み台」になるだろう。

見てきた通り、自衛隊の任務・役割は「専守防衛」の枠組みを踏み越え、米軍と一体化して中国軍に対抗する強力な抑止力として機能するようになった。憲法を改正することなく、自衛隊は軍隊

化したといえる。

日本は太平洋戦争の反省から軍事力に頼ることなく、外交、文化、経済、人的交流によってアジアの平和を維持しようと努力してきたが、その足元は大きくぐらついている。

### 半田 滋

防衛ジャーナリスト、獨協大学非常勤講師。法政大学兼任講師。下野新聞社を経て、91年中日新聞社入社。元東京新聞論説兼編集委員。2007年、東京新聞・中日新聞連載の「新防人考」で第13回平和・協同ジャーナリスト基金賞（大賞）を受賞。